

## 公共交通計画の基本方針

## (生駒市地域公共交通総合連携計画より抜粋)

## (1) 公共交通サービスの提供に関する基本的な考え方

市民が日常生活を行う上で必要となる活動機会を確保していくため、既存の鉄道や路線バス、自家用車、二輪車、徒歩などで活動拠点まで行くことのできない市民に対し、生駒市民のみなさんの将来の生活を支えるという考え方のもと、生駒市が主体的となって公共交通サービスの提供などを行う。

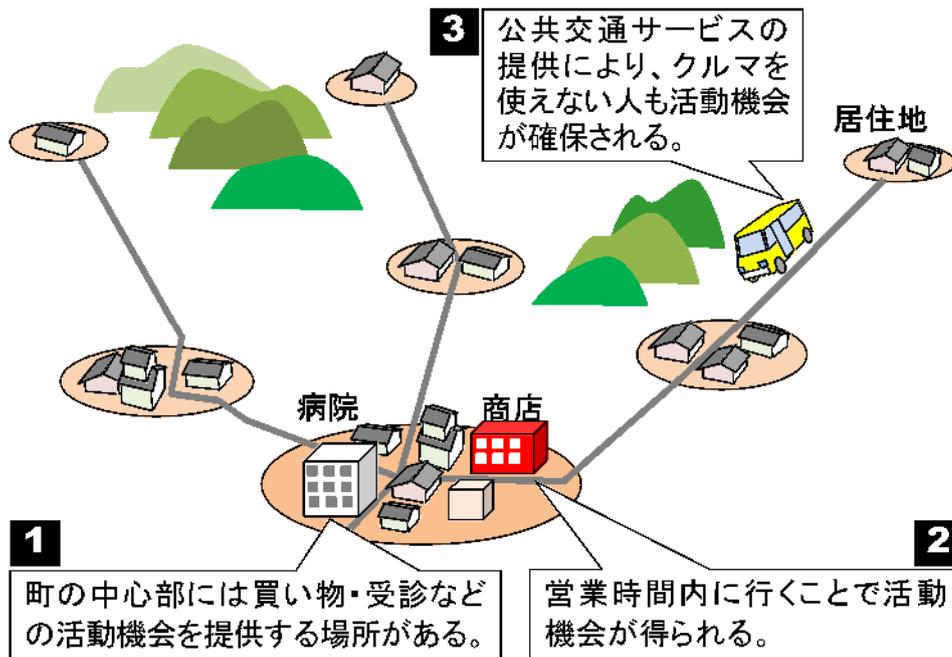
## &lt;活動機会とは&gt;

- ・日常生活に必要な活動として、通勤、通学、買い物、通院、社交などが挙げられる。
- ・地域に会社や学校、商店、病院、交流のための施設など（以下、活動拠点という）があれば、それに応じてその地域でできる活動の内容が決まる。これを活動機会という。

## &lt;活動機会の確保とは&gt;

- ・活動は、活動拠点に到達することによって初めて実施可能になる。
- ・そのため、何らかの交通サービスによって移動の機会が提供されることで活動機会の実行可能性が確保される。たとえば、自動車やオートバイを自分で運転したり、自転車や徒歩で活動拠点まで行くことができれば、自らの力で活動機会を実行することができる。
- ・しかし、自動車やオートバイが運転できない、距離が長い、地形が急峻であるなどのため徒歩や自転車で活動拠点まで行くことができないなど、自らの力で活動拠点まで行くことができない人に対し、活動拠点まで移動する公共交通を提供することによって活動機会が確保される。これを活動機会の確保という。

図-15 活動機会の確保とは



## (2) 公共交通サービスを提供する地区の考え方

市民の活動機会を確保していくために、生駒市が支援して公共交通サービスを提供する地区は、次の要件を満たす地区とする。

- ① 公共交通サービスが提供されていないために、日常生活に必要な活動（通勤・通学、買い物、通院、社交など）ができずに困っている人が存在する地区。
- ② その人数が一定以上あり、乗合の公共交通サービスで対応することが必要な地区。
- ③ 公共交通サービスの運営に対して、自治会の協力が得られる地区。

### (3) 公共交通サービス提供のルール

- ・公共交通サービスの提供に当たっては、生駒市が実行可能な計画案（サービスの内容とそれに対して利用者が支払う対価）を示し、沿線地域（沿線地域の住民や自治会）がサービス内容と費用負担の組合せを選択する。
- ・利用者はサービスの質に応じた運賃を負担する。また、公共交通事業者は効率的な運行に努め、運行費用の節減を図る。
- ・公共交通サービスの提供に必要な費用に対し、利用者の支払う運賃だけでは不足する場合、市民（市の財源＝税金からの支出）や沿線地域（沿線地域の住民や自治会）が必要な公共交通サービスを提供できるように協力する。
- ・市民は、運行費用が運賃収入を上回る路線に対して、運行費用と運賃収入の差額を市の財源（＝市民の納めた税金）から補助することによって協力する。ただし、その金額は運行費用の一定割合を上回らないこととし、その限度額を設定する。（具体的な数値は今後検討する）。
- ・利用者の運賃負担と市民の協力（市の財源からの補助）を合わせても運行費用を下回る場合は、①沿線地域の住民などが積極的に利用するとともに、日常生活のみならず、地域を訪れる地区外の方にも活用いただくようPRし、利用者を増やして運賃収入を増やす、②不足する運行費用を沿線地域の住民や自治会が負担する（例えば、不足分に相当する回数券を購入してみんなで利用する）、また沿線の企業や事業所にも利用促進や享受する便益に応じた費用負担を求めるなどの協力を求めるなどの方法で、沿線地域が必要な公共交通サービスの提供に協力するほか、③運行形態を見直し費用の低減を図る、のいずれかの方法で対応する。
- ・これらの方法を講じても基準を下回る場合は、活動機会を確保できる範囲内で運行日を減らす、需要に見合った他の交通手段を導入するなどの方法により、必要な公共交通サービスを確保する方法を検討する。
- ・市民の協力によって（市の財源を使って）新たな公共交通を運行する場合は、一定期間、実証運行を行うこととする。実証運行の結果に基づき、サービスの内容と利用者・市民・沿線地域の負担の割合を定める。
- ・地域全体として公共交通のサービス水準が低下することのないよう、必要に応じて公共交通事業者と調整する。